

提供日 2022/03/11  
タイトル 静岡県手話言語施策推進協議会の開催  
担当 健康福祉部 障害者支援局障害福祉課  
連絡先 身体障害福祉班  
TEL 054-221-3737



## 静岡県手話言語施策推進協議会の開催

### (要旨)

県では、静岡県手話言語条例（以下「条例」という。）に基づき、言語である手話の普及に取り組んでいます。

その一環として、以下のとおり「静岡県手話言語施策推進協議会」を開催し、ろう者や手話通訳者等関係者の意見を伺い、手話の普及に関する施策の検討を行います。

### (概要)

- 1 日時 令和4年3月18日（金曜日）午前10時から正午まで
- 2 場所 静岡県聴覚障害者情報センター会議室  
（静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館シズウエル5階）
- 3 議題 手話普及に関する取組計画ほか
- 4 参考
  - (1) 手話言語条例
    - ・手話は、平成18年に障害者権利条約において言語であることが定義され、国内では、平成23年の障害者基本法の改正において、手話が言語であることを定義しましたが、社会的認知は進んでいない現状にあります。
    - ・このため、全国の自治体※において、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する理念を定めた「手話言語条例」が制定され、本県では、平成30年3月に議員提案政策条例として制定、施行されました。  
※全国の手話言語条例制定状況：31道府県、403市区町村  
（出典：全日本ろうあ連盟ホームページ（令和4年3月9日時点））
    - ・県内では、富士宮市、浜松市、掛川市、御前崎市、菊川市、焼津市、袋井市、磐田市、森町、伊豆市及び沼津市の11市町が条例を制定しています。

### (2) 静岡県手話言語施策推進協議会

静岡県手話言語施策推進協議会は、ろう者、手話通訳者、教育関係者、学識経験者等14人の委員で構成され、条例第8条第2項の規定に基づき、手話の普及推進のための施策について協議します。